





これまでの取り組み

平成23年11月28日

自転車走行空間に関する制度の変遷

- 昭和35年制定の道路交通法において「自転車は車道の左側部分を通行」とされていたが、昭和40年代の交通事故の急増を受け、歩道(指定された区間)において自転車の通行が認められることとなった。
- 同時期に自転車走行空間の確保のため、自転車道、専用通行帯が規定された。

		自転車道	自転車専用通行帯 (自転車レーン)	自転車歩行者道	
				普通自転車通行可の歩道 	普通自転車通行指定部分のある歩道 
S40	●昭和45年【道路構造令】 自転車道を新たに規定 設置基準「自動車及び自転車交通量が多い道路で、安全かつ円滑のため自転車を分離する必要がある場合」		昭和46年以前は、専用通行帯はなかった	●昭和45年【道路構造令】 自転車歩行者道を新たに規定 設置基準:「自動車が多く、歩行者の少ない道路で、安全かつ円滑のため自動車と分離する必要がある場合」	
	●昭和45年【道路交通法】 自転車の自転車道通行義務を新たに規定(自転車道のある道路では自転車は自転車道を通行しなければならない)		●昭和46年【道路交通法】 専用通行帯の規制を新たに規定(自転車専用通行帯の規制が可能に)	●昭和45年【道路交通法】 自転車の歩道通行可の規制を新たに規定(自転車が歩道を通行可能に)	昭和53年以前は、歩道における自転車の通行指定部分はなかった
S50			●平成20年【標識令】 普通自転車専用通行帯の標識を規定		●昭和53年【道路交通法】 普通自転車の歩道通行部分を新たに規定(歩道内の自転車通行部分を指定可能に)
H20					



自転車走行空間に関する最近の取り組み

- 自転車走行空間の整備を進めるため、平成19年度に今後の整備の模範となるようなモデル地区を指定するとともに、技術基準となるガイドブック等を作成してきた。
- 放置自転車対策として、平成16年度に道路上における道路管理者による自転車駐車場整備を可能とするとともに、平成18年度に道路占用の対象に駐輪器具を追加するなどの対策を行ってきた。

モデル地区	自転車走行空間整備のための技術指針	関連法令
<ul style="list-style-type: none">●平成19年10月 モデル地区募集<ul style="list-style-type: none">・ 今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を募集●平成20年1月 モデル地区指定<ul style="list-style-type: none">・ 全国で98箇所の自転車通行環境整備のモデル地区を指定●平成22年9月 モデル地区報道発表<ul style="list-style-type: none">・ モデル地区における自転車走行空間の整備状況の報告●平成23年7月 モデル地区報道発表<ul style="list-style-type: none">・ モデル地区における自転車走行空間の整備状況、整備効果、および整備上の課題等の報告	<ul style="list-style-type: none">●平成19年10月 自転車利用環境整備ガイドブック<ul style="list-style-type: none">・ 既存の自転車走行空間の整備事例等を参考に設計の留意点を解説●平成20年11月 自転車施策推進に係る地方説明会における疑義と回答事例集<ul style="list-style-type: none">・ 地方説明会を通じて、各モデル地区から提出された疑義を整理し、整備上の留意事項等を解説●H21年7月 自転車走行空間の設計のポイント<ul style="list-style-type: none">・ モデル地区の取組等を参考に、主に交差点部、その他特殊部について、設計上の留意点を補強し解説	<ul style="list-style-type: none">●平成17年3月 道路法施行令改正<ul style="list-style-type: none">・ 道路上に道路管理者による自転車駐車場の設置可●平成18年11月 道路法施行令改正<ul style="list-style-type: none">・ 道路占用の対象として、許可に係る工作物、物件又は施設として、自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具を追加●平成20年6月 道路交通法改正<ul style="list-style-type: none">・ 自転車の歩道通行要件の拡大(児童、幼児、高齢者、障害者等)●平成22年12月 標識標示令改正<ul style="list-style-type: none">・ 路側に設置できる規制標識「普通自転車専用通行帯」を新設●平成23年9月 標識標示令改正<ul style="list-style-type: none">・ 歩道・自転車道における自転車の一方通行規制を可能とする規制標識「自転車一方通行」を新設

自転車通行環境整備モデル地区(指定状況)

- 国土交通省と警察庁が平成20年1月に自転車通行環境整備モデル地区を全国の98地区で指定し、今後の自転車通行環境整備事業の模範となる事業を実施してきた。

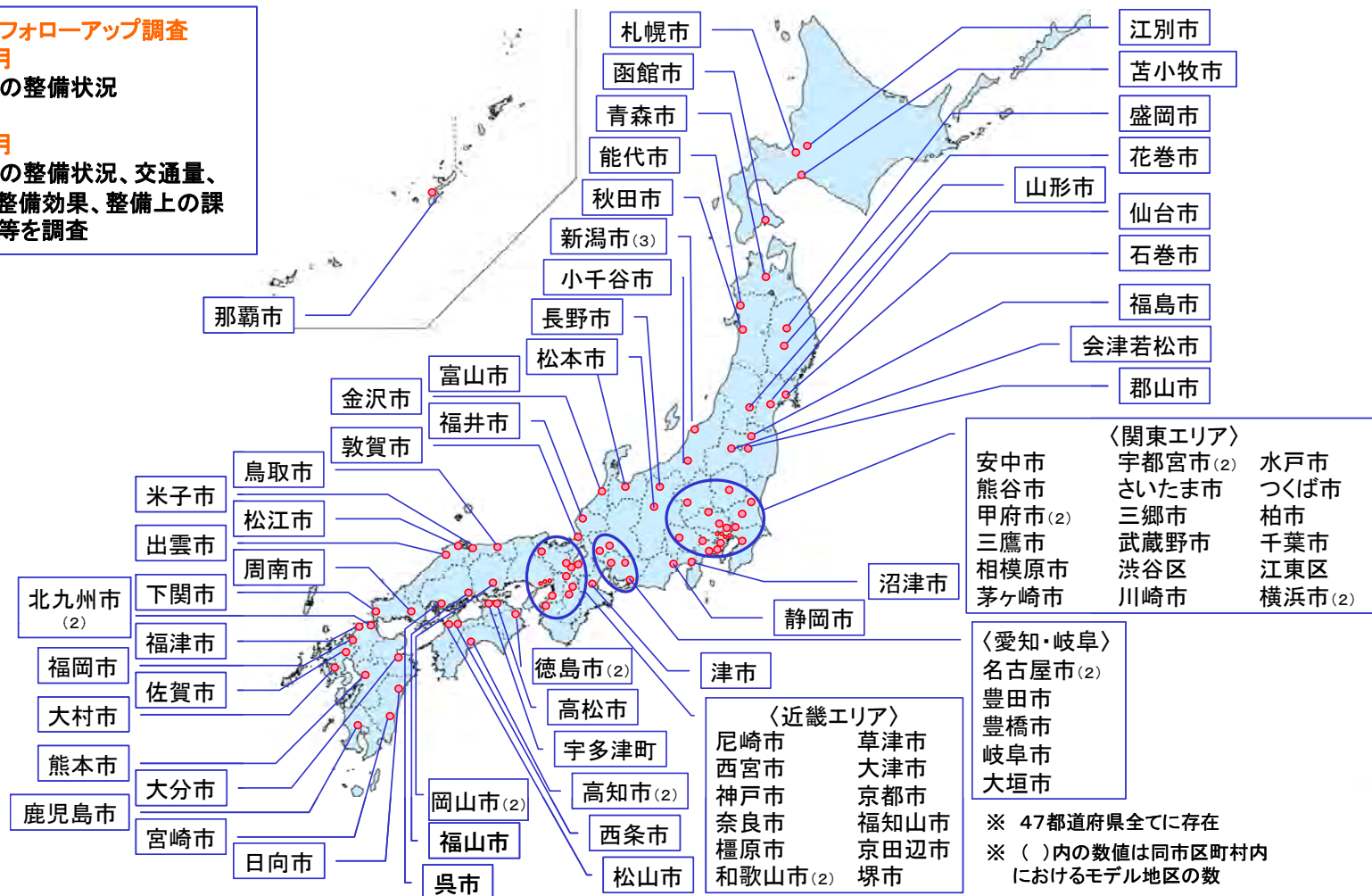
モデル地区フォローアップ調査

平成22年9月

モデル地区の整備状況

平成23年7月

モデル地区の整備状況、交通量、事故件数、整備効果、整備上の課題と対応案等を調査



※ 47都道府県全てに存在
 ※ ()内の数値は同市区町村内におけるモデル地区の数



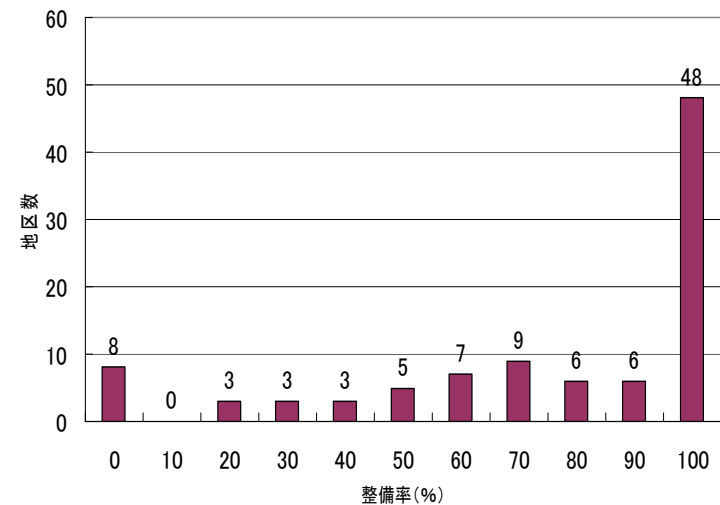
自転車通行環境整備モデル地区(整備状況)

- モデル地区の整備は、計画延長(344.6km)の約8割(243.6km)、98地区のうち48地区で整備が完了している。(平成23年3月末現在)

■平成22年度末時点の整備延長・整備率

整備手法	当初(H20.8)		現在(H23.4)		進捗状況	
	路線数	計画延長	路線数	計画延長	整備済延長	整備率
自転車道	94	79.5km	65	48.3km	30.7km	64%
自転車専用通行帯 (自転車レーン)	49	39.9km	54	36.7km	29.6km	81%
自転車歩行者道 (普通自転車歩道通行可)	165	201.8km	327	259.7km	213.4km	82%
うち自転車通行位置の明示 (普通自転車の歩道通行部分)	105	143.4km	163	130.8km	104.8km	80%
合計	308	321.2km	446	344.6km	273.6km	79%

■整備率別地区数





自転車通行環境整備モデル地区(自転車走行位置)

- いずれの整備形態でも、歩行者及び自動車と自転車との分離が相当程度図られた。

■整備後の走行空間利用率

自転車道を整備した場合

	歩道	自転車道	車道
自転車通行位置の状況	14%	84%	2%

自転車専用通行帯を整備した場合

	歩道又は 自転車歩行者道	自転車専用通行帯	車道
自転車通行位置の状況	46%	53%	1%
うち普通自転車歩道通行可 規制がなされていない路線※に おける自転車通行位置の状況	24% ^{※※}	76%	0%

※普通自転車歩道通行可規制がなされていない場合であっても、道路交通法により児童、幼児、70歳以上の高齢者及び障害者が運転する普通自転車は歩道通行が認められているほか、道路工事等で歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合には、普通自転車が歩道通行することは可能です。

※※歩道通行が認められている者、認められていない者を区別せずに集計した数値です。

自転車歩行者道内の自転車通行位置の明示(普通自転車の歩道通行部分)を整備した場合

	自転車歩行者道 (歩行者通行部分)	自転車歩行者道 (自転車通行部分)	車道
自転車通行位置の状況	29%	69%	2%



自転車通行環境整備モデル地区（事故の状況）

- 全ての整備形態について、自転車走行空間を整備した路線における1年間の自転車関連事故の発生件数は、整備前よりも減少した。
- 特に、自転車道や自転車専用通行帯を整備した路線における自転車関連事故の減少幅は大きい。

■ 事故件数の整備前後の比較

整備手法	整備前 (件/年・km)	整備後 (件/年・km)	増減率
自転車道 (28路線)	3.8	2.8	-26%
自転車専用通行帯 (35路線)	3.7	2.4	-36%
自転車歩行者道 (普通自転車歩道通行可) (54路線)	2.7	2.4	-11%
自転車歩行者道内の 自転車通行位置の明示 (普通自転車の歩行通行部分) (90路線)	3.5	3	-14%

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について

(平成23年10月25日交通局長通達)

◆ 背景

「自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策の推進について(平成19年交通局長通達)」に基づく各種対策を推進してきたところ、一定の成果は見られるものの、未だ…

- 自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透していない
- 自転車利用者のルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たない
- 自転車の通行環境の整備も十分には進んでいない

良好な自転車交通秩序を実現させるための総合対策

◆ 基本的考え方

【自転車は「車両」であるということの徹底】

- ・ 自転車本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進
- ・ 歩道を通行する者には歩行者優先を徹底

「車道を通行する自転車」と
「歩道を通行する歩行者」の
双方の安全を確保

通行環境の確立

- 規制標識「自転車一方通行」や「普通自転車専用通行帯」を活用した走行空間の整備
- 自転車歩道通行可規制の実施場所の見直し
- 自転車歩道通行可規制のある歩道をつなぐ自転車横断帯の撤去

等

ルール周知と安全教育の推進

- 自転車は「車両」であるということの徹底
- ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任保険等の加入の必要性等について周知

等

指導取締りの強化

- 指導警告の積極的推進、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質・危険な違反の検挙
- 街頭での指導啓発活動時に本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進

等

基盤整備

- 都道府県警察における総合的計画の策定
- 条例を制定した地方公共団体の事例も参考としながら、その取組を積極的に支援
- 体制整備、部内教養の徹底、関係部門との連携
- 地方公共団体等に対する駐輪場整備や放置自転車撤去の働き掛け